

揭示文書一覽(市長分)

令和7年5月7日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	287	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	288	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	289	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	290	地縁による団体の認可について	市民活動推進課
公告	194	姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務委託公募型プロポーザルの実施について	健康教育課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 287号

令和 7年 5月 7日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 山富自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市夢前町山富 1 1 2 番地 2	姫路市夢前町山富 1 9 2 番地	令和 7 年 4 月 1 日
代表者の氏名	氷室 隆弘	出口 昌宏	

2 見野自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市四郷町見野 7 5 4 番地	姫路市四郷町見野 2 4 8 番地 2	令和 7 年 4 月 2 日
代表者の氏名	前川 光至	山田 悦男	

姫路市告示第 288号

令和 7年 5月 7日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名

HOANG VAN TAI

- 2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市告示第 289号

令和 7年 5月 7日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

B U I L E C A M T U

2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市告示第 290号

令和 7年 5月 7日

姫路市長 清 元 秀 泰

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

名 称	英賀甲自治会	
規約に定める目的	会員の愛町心に基づき、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。	
区 域	姫路市飾磨区英賀の区域のうち別図に定める赤線で囲まれた区域	
主たる事務所	姫路市飾磨区英賀甲1956番地28	
代表者の氏名及び住所	住 所	姫路市飾磨区英賀乙28番地5
	氏 名	野田 忠男
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無	無	
代理人の有無	無	
解散の事由	無	
認可年月日	令和7年（2025年） 5月 1日	



「別図」

飾磨区英賀

飾磨区西浜町一丁目

水尾川

飾磨区英賀

飾磨区今

今在家南
第一号公園

飾磨区西浜町二丁目

飾磨区今在家

飾磨区西浜町三丁目

飾磨区英賀

中部衛生センタ

姫路市公告第 194号

令和 7年 5月 7日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務委託公募型プロ
ポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務委託

(2) 業務の概要

本市健康教育課で運用管理する学校給食費管理システムの導入及び運用保守に
ついて、受託する事業者を求めるもの

(3) 履行場所

姫路市役所（姫路市安田四丁目1番地）ほか

(4) 業務期間（予定）

ア 導入

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

イ 運用保守

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 提案上限金額

ア 導入

32,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 運用保守（月額）

700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 最長5年の長期継続契約を予定している。

※ 令和8年度以後の予算について、予算の承認が得られない場合又は予算の減額がされた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

※ なお、契約を変更し、又は解除した場合において受託者に損害のある場合は、受託者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者における協議の上、定めるものとする。

(6) 契約形態

導入業務委託契約及び運用保守業務委託契約

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、姫路市学校給食費管理システム導入・運用保守業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。同要項は、姫路市役所ホームページで提供する。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030643.html>）

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2772